佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例施行規則（平成３年佐倉市規則第29号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （入所の申込み）<br>第２条　佐倉市立学童保育所（以下「学童保育所」という。）に児童を入所させようとする者は、学童保育所入所申込書（別記様式第１号）に国が定める就労証明書又は保育に欠けることを証明する書類を添えて指定管理者（条例第５条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 | （入所の申込み）<br>第２条　佐倉市立学童保育所（以下「学童保育所」という。）への児童の入所をさせようとする者は、学童保育所入所申込書（別記様式第１号）に国が定める就労証明書又は保育に欠けることを証明する書類を添えて指定管理者（条例第５条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 |
| （入所の承諾）<br>第３条　指定管理者は、前条の規定による申込みがあった場合において、当該児童が条例第９条に規定する資格を有すると認めるときは、入所を承諾するものとする。ただし、次条又は条例第10条第２項の規定により入所を承諾しない場合は、この限りでない。 | （入所の承諾）<br>第３条　指定管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、審査基準表（別表第１）に定めるところにより審査し、適当であると認めたときは、入所を承諾するものとする。 |
| （優先順位）<br>第４条　一の学童保育所において、入所等（第２条に規定する入所、第７条に規定する利用月の変更並びに第８条に規定する転所をいう。以下同じ。）を承諾することができる児童（以下この条において「対象児童」という。）の数が２人以上ある場合において、これら対象児童の全てについて入所等の承諾をしたならば当該学童保育所の在所児童の数が当該学童保育所の定員を超えることとなる場合等当該学童保育所の管理運営上不適当と認められる場合は、これら対象児童のうち、当該学童保育所の管理運営上適当と認められる範囲内の人数分の者について、次項に規定する優先順位の高い者から順に入所等を承諾し、それ以外の者については入所等を承諾しないものとする。 | （優先順位）<br>第４条　前条の規定にかかわらず、申込みのあった児童の数が当該学童保育所の定員を超える場合は、次項及び第３項に規定する優先順位の高い者から順に入所を承諾するものとする。 |
| ２　前項の優先順位は、対象児童それぞれの保護者について算定した合計指数（別表第１の第２欄に掲げる類型（以下「保護者等類型」という。）（疾病等に係る保護者等類型にあっては、保護者等類型及び同表の第３欄に掲げる細目。以下この項において同じ。）ごとに同表の第４欄に定める指数の合計に、別表第２の中欄に掲げる状況に応じ同表の右欄に定 | ２　優先順位は、審査基準表に掲げる保護者の状況の区分に該当する各保護者の指数の合計に調整指数基準に掲げる状況の区分に該当する各指数の合計を加えた数（以下「合計指数」という。）の高い順による。 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| める指数の合計を加えた数をいう。以下同じ。）の高い順により、合計指数が同じ者のうちにあっては、次の各号の順序とする。<br>（１）　学年が小さい対象児童<br>（２）　ひとり親世帯の対象児童<br>（３）　保護者について算定した保護者等類型ごとに同表の第４欄に定める指数の合計が高い対象児童<br>（４）　申込みをした学童保育所に対する希望順位が高い対象児童<br>（５）　保護者のいずれも育児休業を取得していない対象児童 | ３　前項の規定により決定した合計指数が同じ者の間の優先順位は、次に掲げる順序による。<br>（１）　入所を希望する児童の学年が小さい者<br>（２）　ひとり親世帯である者<br>（３）　審査基準表の指数の合計が高い者<br>（４）　申込みをした学童保育所に対する希望順位が高い者<br>４　優先順位の決定に当たっては、第８条第１項の規定により転所を希望する者と併せて行うものとする。 |
| （入所の期間）<br>第６条　入所の期間は、次の各号に掲げる保護者類型に応じ、当該各号に定める期間の範囲内において保護者が希望する期間とする。<br>（１）　次号及び第３号以外の保護者類型　一の年度の４月１日から３月31日までの間<br>（２）　出産　出産予定月（出産予定日の属する月をいう。以下同じ。）の前々月の初日から出産予定月（出産の日の属する月が出産予定月と異なることとなったときは、出産の日の属する月）の翌々月の末日までの間<br>（３）　求職活動　入所の日から起算して２か月を経過する日の属する月の末日までの間 | （入所の期間）<br>第６条　入所の期間は、入所希望日からその日の属する年度の３月31日までとする。 |
| | ２　前項の規定にかかわらず、審査基準表の類型の出産に該当する場合に |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| | おける入所の期間は、出産予定月の前後２箇月の間とする。ただし、出産月が出産予定月と異なったときは、入所の期間の終期は、当該出産月の２箇月後とする。 |
| ２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、入所の期間を変更することができる。 | ３　前２項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、入所の期間を変更することができる。 |
| （利用時間及び利用月の変更） | （利用時間及び利用月の変更） |
| 第７条　入所の承諾を受けている児童について、学童保育所の利用時間（午前７時から午前８時まで又は午後６時から午後７時までの部分に限る。以下この項において同じ。）又は利用月の変更を希望する保護者は、利用時間・利用月変更申込書（別記様式第４号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、別表第１の第３欄に掲げる細目の育児休業に該当し、又は同表の第２欄に掲げる類型の求職活動に該当する保護者は、その該当する期間について、学童保育所の利用時間の変更を申し込むことができない。 | 第７条　入所の承諾を受けた場合において、放課後児童健全育成事業の利用時間（午前７時から午前８時まで又は午後６時から午後７時までに限る。）又は利用月を変更しようとする者は、利用時間・利用月変更申込書（別記様式第４号）を指定管理者に提出しなければならない。 |
| ２　第10条第２項の規定による申込みをした場合における当該申込みに係る利用月の変更については、前項本文の規定にかかわらず、利用時間・利用月変更申込書の提出を要しない。 | |
| ３～４　（略） | ２～３　（略） |
| （転所） | （転所） |
| 第８条　（略） | 第８条　（略） |
| ２　指定管理者は、前項本文の規定による申込みがあった場合において、当該児童が条例第９条に規定する資格を有すると認めるときは、転所を承諾するものとする。ただし、第４条又は条例第10条第２項の規定により転所を承諾しない場合は、この限りでない。 | ２　指定管理者は、前項本文の規定による申込みがあったときは、当該希望する学童保育所における保育の実施状況等を確認し、転所の可否を決定するものとする。 |
| | ３　第４条の規定は、前項の決定をする場合について準用する。この場合において、同条第１項中「入所」とあるのは「転所」と、同条第４項中「第８条第１項の規定により転所を希望する者」とあるのは「第２条の規定により入所させようとする者」と読み替えるものとする。 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ３～４　（略） | ４～５　（略） |
| （退所の手続） | （退所の手続） |
| 第９条　（略） | 第９条　（略） |
| ２　指定管理者は、前項の規定による届出に基づき児童の退所を決定したときは、学童保育所退所通知書（別記様式第９号）により保護者に通知するものとする。 | ２　指定管理者は、前項の規定により児童の退所を決定したときは、学童保育所退所通知書（別記様式第９号）により保護者に通知するものとする。 |
| （保護者の届出事項等） | （保護者の届出事項） |
| 第10条　保護者は、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかにその旨を学童保育所入所申込事項変更届（別記様式第10号）により指定管理者に届け出なければならない。 | 第10条　保護者は、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかにその旨を学童保育所入所申込事項変更届（別記様式第10号）により指定管理者に届け出なければならない。 |
| （１）～（４）（略） | （１）～（４）（略） |
| （５）　児童の入所を希望する理由に変更があるとき。（保護者類型に変更がない場合（育児休業の得喪に関するものでない場合に限る。）を除く。） | |
| （６）（略） | （５）（略） |
| ２　前項第５号に該当するものとして同項の規定により届出をする場合は、その該当することを証する書類を学童保育所入所申込事項変更届に添付しなければならない。 | |
| ３　入所等の承諾を受けた児童の保護者のうち第６条第１項第２号又は第３号の保護者類型に該当する者は、前項の場合において、その入所の期間の終了後も当該児童の入所を希望するときは、その旨を学童保育所入所申込事項変更届に記載して申し込まなければならない。 | |
| 別表第１（第４条関係） | 別表第１（第４条関係） |
| 審査基準表 | 審査基準表 |

| 番号 | 類型 | 細目 | 保護者の状況 | 指数 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 就労 | 外勤 | （略） | |

| 番号 | 類型 | 細目 | 保護者の状況 | 指数 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 就労 | 外勤 | （略） | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 等 | 自営業<br>農業<br>内職<br>育児休業 | | | | | 自営業<br>農業<br>内職 | | |
| （略） | | | | | （略） | | | | |
| 7 | 求職活動 | ①求職活動中である。 | | 7 | | | | | |
| 8 | （略） | | | | 7 | （略） | | | |
| 9 | （略） | | | | 8 | （略） | | | |

備考

１～３　（略）

４　保護者が育児休業を取得している場合の指数は、就労証明書に記載された雇用契約上の勤務日数及び就労時間に基づき、１の項の区分を適用して算定する。

別表第２（第４条）

調整指数基準表

| 番号 | 状況 | 指数 |
|---|---|---|
| （略） | | |
| 7 | （略） | |
| 8 | 保護者のいずれかが育児休業を取得している。 | －３ |
| 9 | （略） | －20 |

備考

１～３　（略）

調整指数基準

| 番号 | 状況 | 指数 |
|---|---|---|
| （略） | | |
| 7 | （略） | |
| | | |
| 8 | （略） | －20 |

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
備考　３の項から６の項までの規定は、児童の保護者が別表第１の７の項に該当する者である場合については、適用しない。<br>
別表第３（第15条関係）
<table>
<tr><td>項</td><td>減免の対象の区分</td><td>金額</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
備考　（略）
</td><td>
別表第２（第15条関係）
<table>
<tr><td>項</td><td>減免の対象の区分</td><td>金額</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
備考　（略）
</td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この規定による改正後の佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、令和９年４月１日以後の佐倉市立学童保育所の入所に係るものについて適用し、同日前の佐倉市立学童保育所の入所に係るものについては、なお従前の例による。